

プレビュー 令和8年度神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付申請

令和8年度神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付申請

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付申請

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金に係る事業について、次のとおり申請します。

補助事業の着手について **必須**

補助事業は、県から交付決定通知を受領した後に実施する必要があります。交付決定よりも前に補助事業に着手（※）した場合は、補助事業の交付となりません。

※次のうち、いずれか一つについて、実施することをいいます。

- ・補助対象設備の設置に係る工事の着手
- ・補助対象設備の設置された住宅の引渡し

確認しました

交付決定通知書について **必須**

交付決定通知書は、郵送で申請者へ交付します。

（電子申請システム上での処理状況が「完了」となっている場合でも、これは県が「申請の受付を完了」したことを意味しており、交付決定したものではありません。交付決定通知書の到着までお待ちください。）

確認しました

実績報告書について **必須**

補助事業の完了後は、補助事業の完了後2か月以内又は令和9年4月30日（金）のいずれか早い日までに実績報告書を提出する必要があります。

※期限までに実績報告書の提出がない場合は、補助金が交付されないため、ご注意ください。

確認しました

法人名 **必須**

法人名を入力してください。

（入力例）神奈川県（株）

氏名（漢字） **必須**

住宅所有者の氏名を入力してください。

※海外の方の場合は、カタカナもしくはアルファベットでご入力ください。

氏： 名：

電子メールアドレス **必須**

パソコン又は携帯電話・スマートフォンのメールアドレスを入力してください。

メールアドレス

電子メールアドレス（確認用） **必須**

もう一度、パソコン又は携帯電話・スマートフォンのメールアドレスを入力してください。

メールアドレス

※添付ファイル名は「【事業者名（住宅所有者名）様式名】としてください。

（例）【神奈川県（株）（神奈川太郎）】（1）交付申請書

（1）～（3）交付申請書等 **添付ファイル 必須**

ホームページから所定の様式

- （1）交付申請書（第1号様式）
 - （2）事業計画書（第1号様式別紙1）
 - （3）リース料金等減額計算書（第1号様式別紙2）
- をダウンロードし、必要事項を記入してください。

(4) 補助対象設備に係る仕様書

添付ファイル

必須

設置する補助対象設備の仕様を確認できる書類。

(5) 0円ソーラーに係る契約書の写し又はこれに代わるもの

添付ファイル

必須

住宅所有者との契約に関連するものであること。

(6) 補助事業に係る経費の内訳書類

添付ファイル

契約書の写し又はこれに代わるものに、補助事業に係る経費の額が明記されていない場合は、補助事業に係る経費の内訳を証する書類を提出してください。契約書の写し又は補助事業に係る経費の内訳書類において、補助対象設備の型式等が確認できるようにしてください。

(7) 国等の補助の交付決定通知書の写し

添付ファイル

国又は神奈川県以外の地方公共団体の補助を受ける場合のみ提出してください。交付申請時に受領していない場合には実績報告時に提出してください。

(8) 受電地点特定番号がわかる資料

添付ファイル

二世帯住宅等で、二世帯目以降の申請をする場合のみ提出してください。交付申請時に受領していない場合には実績報告時に提出してください。

(9) その他知事が必要と認める書類

添付ファイル

<注意事項>

申請完了時には整理番号とパスワードが発行されますので、忘れずに保管してください。
県から問合せがあったための、必ず各種提出書類の写しをお手元に保管してください。
また、書類不足や記載内容の不備等については、速やかにご対応いただきますようお願いいたします。

閉じる

●●各手続の手続内容に関するお問合せ●●

各手続の担当課にお問い合わせください。
(お問合せ先は、各手続申込画面の「手続き説明」を御参照ください。)

●●電子申請システムの操作に関するお問合せ●●

サポートの「よくあるご質問」を御確認いただき、
それでもシステム操作に係る不明点が解決しない場合は、
次のコールセンターにお問い合わせください。

【システム操作に関するお問合せ先(コールセンター)】

固定電話：0120-464-119 (フリーダイヤル)

携帯電話：0570-041-001 (有料)

(9:00~17:00 土日祝日及び12月29日から1月3日までを除く。)

WEBフォーム：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/inquiryForm/inputInquiryForm_initDisplay.action (原則24時間)

FAX：06-6733-7307 (原則24時間)

※FAXによるお問合せは、次の項目を必ず御記入ください。

「氏名」「連絡先」「利用環境(OS/ブラウザ)」「申請・届出先自治体名」

これらの記載がない場合、お問合せに回答できない場合があります。

※本コールセンターでは、システム操作に係るお問合せ以外には対応できません。

手続内容に係る問合せについては、各手続の所管課にお問い合わせください。

(お問合せ先は、各手続申込画面の「手続き説明」を御参照ください。)

神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会

(e-KANAGAWA)

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0108/e-kanagawa/>